



2025年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社ハマキヨウレックス
代 表 者 の 代 表 取 締 役 大須賀 秀徳
役 職 氏 名 社 長
(コード番号 9037 東証プライム)
執 行 役 員
問 合 せ 先 管理本部長 兼 竹内 義之
経 営 企 画 室 長
(TEL. 053-444-0055)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月16日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年1月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 16,732 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 1,787 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	29,900,084 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の従業員 133 名 16,732 株 ※ 当社の特別嘱託社員 6 名を含みます。
(6) その他の	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年12月16日開催の取締役会決議により、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、当社の従業員及び特別嘱託社員のモチベーションを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員 127 名及び特別嘱託社員 6 名（以下「対象者」といいます。）に対して、金銭債権合計金 29,900,084 円を付与し、当該金銭債権の合計 29,900,084 円を現物出資の目的として（募集株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 1,787 円）、本自己株式処分として当社の普通株式 16,732 株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てる決議いたしました。本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、譲渡制限を設けることとし、その期間を、本割当株式の割当てを受けた日から当社の従業員（対象者が特別嘱託社員である場合には、当社の特別嘱託社員）の地位を喪失するまでの期間と設定いたしました。

対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。なお、対象者に対する金銭債権の額は、当社の業績、各対象者の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。

また、当該金銭債権は、対象者が以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当規約（以下「本規約」といいます。）に同意すること等を条件として支給いたします。

3. 本規約の概要

① 譲渡制限期間

2026年1月20日から当社の従業員の地位を喪失する日（対象者が定年退職後再雇用される場合であっても、当該定年退職によって当社の従業員の地位を喪失する日とします。また、対象者が特別嘱託社員である場合には、当社の特別嘱託社員の地位を喪失する日とします。）までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象者は本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、2026年1月20日から2027年1月19日までの期間（以下「本期間」といいます。）継続して当社の従業員（対象者が特別嘱託社員である場合には、当社の特別嘱託社員）の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本期間中において上記の地位を喪失した場合には、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

本譲渡制限期間満了時点または上記②で定める譲渡制限解除時点において譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象者は当社が予め指定する金融商品取引業者（大和証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月15日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,787円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上